

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 グローバルアクト  
代表者名 代表取締役社長 倉本 勝正  
(コード番号 7428 東証第 2 部)  
問合せ先 常務取締役 山本 大介  
(TEL . 03 - 3563 - 0832)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置しなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 当社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。

(3) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 25 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(予定)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) ~ (11) 条文省略</p> <p style="padding-left: 40px;">(12) 上記に附帯する一切の業務</p> <p>第 3 条 ~ 第 5 条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) ~ (11) 条文省略</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(12) 食料品、清涼飲料水、酒類並びにその原材料の販売</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(13) 上記に附帯する一切の業務</p> <p>第 3 条 ~ 第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 ~ 第 7 条 (記載省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条</p> <p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手續等、ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)ならびに株券喪失登録簿および</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 ~ 第 7 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 8 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. &lt; 削除 &gt;</p> <p>3. &lt; 削除 &gt;</p>

新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他の株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。

(単元未満株式の権利制限)

第 11 条

当会社の単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第 12 条

当会社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(単元未満株式の権利制限)

第10条

当会社の単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(5) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

(基準日)

第11条

当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. <削除>

<p>第 2 章 の 2 A 種後配株式 ( 剰余金の配当 ) 第 12 条の 2 ( 条文省略 )</p>	<p>第 2 章 の 2 A 種後配株式 ( 剰余金の配当 ) 第 11 条の 2 ( 現行どおり )  <u>附 則</u> 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人 の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿へ の記載又は記録に関する事務は株主名簿管理 人に委託し、当会社においては取り扱わない。 第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもっ て削除するものとする。</p>
--	--

以 上